

障害厚生年金の障害認定に関する調査

《目次》

障害厚生年金の障害認定に関する調査概要	1
障害厚生年金の障害認定に関する調査結果	3
【参考1】	
障害厚生年金の障害認定に関する調査結果（平成22年度）	7
【参考2】	
障害厚生年金の障害認定に関するヒアリングで得られた主な意見	9

障害厚生年金の障害認定に関する調査概要

I 調査の趣旨

障害厚生年金の請求があった場合の審査・決定事務については、日本年金機構の本部（障害年金業務部）において実施しているところである。

障害基礎年金の障害認定事務等については「障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査結果」を行ったところであるが、障害厚生年金の障害認定事務等についても確認・分析することとし、実態等を把握する調査を実施した。

II 調査事項

- (1) 障害の種別ごとに等級非該当の割合^(注)がどうなっているか。
- (2) 診断書に記載されている内容ごとに等級非該当の割合がどうなっているか。(主な問題意識は次の2点)
 - ① 精神障害における日常生活能力の評価
 - ② 精神障害における就労状況の評価
- (3) 初診日の判定がどうなっているか。
- (4) 近年厳しくなっている傾向があるか。

(注) 決定を行った事例のうち、障害の程度が3級に達せず不支給となる件数の割合をいう。

III 調査期間

平成27年1月～3月

IV 障害認定事務にかかる調査内容

1. 調査数

平成22年度及び平成24年度に機構本部（障害年金業務部）で決定を行った障害厚生年金のサンプル事例847件を対象とした。

2. 対象期間

平成23年1月～3月（平成22年度）及び平成25年1月～3月（平成24年度）に決定した事例から抽出した。

3. 調査方法

(1) 定量的調査

抽出した事例について、次の①～⑩にかかる等級非該当割合及び初診日不明による却下割合を算出した。

- ① 障害の種別ごと
- ② 精神障害にかかる日常生活能力の程度別
- ③ 精神障害にかかる日常生活能力の判定別
- ④ 精神障害にかかる日常生活能力の程度／判定（個数）別
- ⑤ 精神障害にかかる日常生活能力の程度／判定（平均）別
- ⑥ 精神障害にかかる就労状況別
- ⑦ 精神障害にかかる就労の記載ありの場合の日常生活能力の程度別
- ⑧ 精神障害にかかる就労の記載なしの場合の日常生活能力の程度別
- ⑨ 精神障害にかかる同居者ありの場合の日常生活能力の程度別
- ⑩ 精神障害にかかる同居者なしの場合の日常生活能力の程度別

(2) ヒアリング

① 実施対象

精神の障害を担当している障害認定医に対してヒアリングを実施した。

② ヒアリング事項

- 診断書における日常生活能力の評価について2級該当の目安はあるか。
- 認定する際に重視する診断書の記載事項があるか。
- 診断書以外に参考としている提出書類があるか。
- 就労していた場合、どのような点を重視して判定しているか。

障害厚生年金の障害認定に関する調査結果

表 1 障害種別ごとの等級非該当割合（平成 24 年度）

	精神障害		肢体の障害		内部障害（腎疾患、肝疾患、糖尿病、血液・造血器、呼吸器、循環器）				外部障害（肢体の障害を除く）				合計			
	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合
本部	152	23.0%	126	2.4%	119	6.7%	31	4.2%	2	6.5%	428	11.2%	48	100.0%	48	11.2%
構成割合	35.5%	-	29.4%	6.3%	27.8%	16.7%	7.2%	4.2%	-	6.5%	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-

<注>

○ 左から決定件数が多い障害種別順に表示している。

表 2 精神障害にかかる日常生活能力の程度別等級非該当割合（平成 24 年度）

日常生活能力の程度	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		未記入		合計			
	決定 件数	等級 非該当 割合														
本部	4	75.0%	27	59.3%	70	22.9%	43	0.0%	0	0.0%	7	0.0%	0	0.0%	152	23.0%
構成割合	2.6%	8.6%	17.8%	45.7%	46.1%	45.7%	28.3%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%	0.7%	0.0%	100.0%	100.0%	-

33

表 3 精神障害にかかる日常生活能力の判定別等級非該当割合（平成 24 年度）

重い方から 2番目までの 個数	0		1		2		3		4		5		6		7		合計		
	決定 件数	等級 非該当 割合																	
本部	26	61.5%	19	47.4%	10	30.0%	17	17.6%	12	2	16.7%	18	11.8%	1	7.1%	0	0.0%	152	23.0%
構成割合	17.1%	45.7%	12.5%	25.7%	6.6%	8.6%	11.2%	8.6%	7.9%	5.7%	11.8%	2.9%	9.2%	2.9%	23.7%	0.0%	100.0%	100.0%	-

<注>

○ 「重い方から 2 番目までの個数」とは、診断書中の「日常生活能力の判定」欄において、重い方から 1 番目及び 2 番目と評価された個数を示している。

表 6 精神障害にかかる就労状況別内訳（平成 24 年度）

	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数 構成割合
就労の記載あり	35	18	51.4%	100.0%
一般雇用	27	15	55.6%	77.1%
障害者雇用	1	0	0.0%	2.9%
就労支援施設	2	0	0.0%	5.7%
その他	5	3	60.0%	14.3%
就労の記載なし	117	17	14.5%	—
総数	152	35	23.0%	—

<注>

- 精神障害の診断書中の「現症時の就労状況」への記載の有無で判断している。
- その他には、休職中、アルバイト、農業、自営等が含まれている。

表 7 精神障害にかかる就労の記載ありの場合の日常生活能力の程度別 等級非該当割合（平成 24 年度）

日常生活 能力 の程度 の程度	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			合計		
	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合
本部	2	2	100.0%	13	10	76.9%	7	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	35	18	51.4%
構成割合	5.7%	11.1%	—	37.1%	55.6%	—	20.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—	0.0%	0.0%	—	100.0%	100.0%	—

<注>

- 精神障害の診断書中の「現症時の就労状況」への記載の有無で判断している。

表 8 精神障害にかかる就労の記載なしの場合の日常生活能力の程度別 等級非該当割合（平成 24 年度）

日常生活 能力 の程度 の程度	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			未記入			合計		
	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 件数	等級 非該当 割合
本部	2	1	50.0%	14	6	42.9%	57	10	17.5%	36	0	0.0%	7	0	0.0%	1	0	0.0%	117	17	14.5%
構成割合	1.7%	5.9%	—	12.0%	35.3%	—	48.7%	58.8%	—	30.8%	0.0%	—	6.0%	0.0%	—	0.9%	0.0%	—	100.0%	100.0%	—

<注>

- 精神障害の診断書中の「現症時の就労状況」への記載の有無で判断している。

表 9 精神障害にかかる同居ありの場合の日常生活能力の程度別 等級非該当割合（平成 24 年度）

日常生活能力の程度	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			合計		
	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当割合	
	本部	2	1	50.0%	21	11	52.4%	53	12	22.6%	30	0	0.0%	6	0	0.0%	112	24
構成割合	1.8%	4.2%	-	18.8%	45.8%	-	47.3%	50.0%	-	26.8%	0.0%	-	5.4%	0.0%	-	100.0%	100.0%	-

<注>

○ 精神障害・知的障害の診断書中の「日常生活状況」が「在宅」で「同居者の有無」がありとされているものを集計している。

表 10 精神障害にかかる同居なしの場合の日常生活能力の程度別 等級非該当割合（平成 24 年度）

日常生活能力の程度	(1)			(2)			(3)			(4)			(5)			合計		
	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合	決定件数	等級非該当割合	
	本部	1	1	100.0%	5	4	80.0%	12	3	25.0%	5	0	0.0%	0	0	-	23	8
構成割合	4.3%	12.5%	-	21.7%	50.0%	-	52.2%	37.5%	-	21.7%	0.0%	-	0.0%	0.0%	-	100.0%	100.0%	-

<注>

○ 精神障害・知的障害の診断書中の「日常生活状況」が「在宅」で「同居者の有無」がなしとされているものを集計している。

表 11 初診日不明による却下割合（平成 24 年度）

拠点	調査数	初診日不明却下件数	初診日不明却下割合
本部	428	6	1.4%

【参考 1】障害厚生年金の障害認定に関する調査結果（平成 22 年度）

表 1 障害種別ごとの等級非該当割合（平成 22 年度）

	精神障害		肢体の障害		内部障害(腎疾患、肝疾患、糖尿病、血液・造血器、呼吸器、循環器)				外部障害(肢体の障害を除く)				合計		
	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数	等級 非該当 割合	決定 件数
22	142	5.6%	121	2.5%	131	6	4.6%	25	1	4.0%	419	18	4.3%		
構成割合	33.9%	44.4%	28.9%	16.7%	31.3%	33.3%	-	6.0%	5.6%	-	100.0%	100.0%	-		
24 (補正後)	132	12.1%	124	2	119	8	6.7%	31	2	6.5%	406	28	6.9%		
構成割合	32.5%	57.1%	30.5%	7.1%	29.3%	28.6%	-	7.6%	7.1%	-	100.0%	100.0%	-		

<注>

○ 平成 24 年度（補正後）は、平成 22 年度と同様に、事後重症請求が認められた場合は、認定日請求については処分しないものとして算出した。

表 2 精神障害にかかる日常生活能力の程度別等級非該当割合（平成 22 年度）

日常生活能力の程度	(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		未記入		合計		
	決定 件数	等級 非該当 割合													
22	0	0.0%	15	46.7%	57	0	0.0%	60	1	1.7%	9	0	0.0%	1	0.7%
構成割合	0.0%	-	10.6%	87.5%	40.1%	0.0%	-	42.3%	12.5%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	5.6%
24 (補正後)	3	66.7%	19	8	60	6	10.0%	43	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0.0%
構成割合	2.3%	12.5%	14.4%	50.0%	45.5%	37.5%	-	32.6%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%

<注>

○ 平成 24 年度（補正後）は、平成 22 年度と同様に、事後重症請求が認められた場合は、認定日請求については処分しないものとして算出した。

表 3 精神障害にかかる日常生活能力の判定別等級非該当割合（平成 22 年度）

重い方から 2番目までの 個数	0		1		2		3		4		5		6		合計	
	決定 件数	等級 非該当 割合														
22	29	8	14	0	15	0	11	0	24	0	17	0	32	0	142	8
構成割合	20.4%	100.0%	9.9%	0.0%	10.6%	0.0%	7.7%	0.0%	16.9%	0.0%	12.0%	0.0%	22.5%	0.0%	100.0%	100.0%

表 4 初診日不明による却下割合（平成 22 年度）

拠点	調査数	初診日不明 却下件数	初診日不明 却下割合
本部	419	4	1.0%

【参考2】障害厚生年金の障害認定に関するヒアリングで得られた主な意見

ヒアリング事項	本部
診断書における日常生活能力の評価について2級該当の目安はあるか。	○認定基準の2級の判断基準は、「必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のもの」とされており、(4)程度を2級の目安としている。
認定する際に重視する診断書の記載事項があるか。	○診断書の全項目を確認し、請求者のおおまかな病状を判断した上で、「病歴や治療の経過」により、日常生活活動能力がどの程度低下しているかを、労働能力との兼ね合いから判断している。 ○就労状況は重視している。
診断書以外に参考としている提出書類があるか。	○病歴・就労状況等申立書、被保険者記録を見るほか、添付されていれば、療養手帳も参考にする。 ○必要に応じて、診療録の写しを照会している。
就労していた場合、どのような点を重視して判定しているか。	○全般的に見ているが、収入と勤務時間は重視している。 ○転職を繰り返している場合、それ自体、病状が良くないことを表していると判断している。 ○程度は悪そうな記載であっても、就労期間が長ければ、現在の病状をよく確認する。